

第23回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年5月10日(火)

午前8時56分～午前11時13分

2. 場 所 遠賀町役場 庁舎2階 大会議室

第23回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和4年5月10日(火) 午前8時56分～午前11時13分

2. 場所 遠賀町役場 庁舎2階 大会議室

3. 出席委員(15名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	高崎	洋介
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	松井	悟
委員	5番	池田	光一
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	白石	元弘

委員	1番	秦	公美
委員	2番	瓜生	稔
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	山中	英二
委員	7番	安藤	敏生

4. 5月の農業相談委員

2番 高崎 洋介 委員

3番 石井 佐千生 委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第5条の規定による許可申請について

(●●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●●)

② 農地法第5条の規定による許可申請について

(●●●●●)

- ③ 農地法第5条の規定による許可申請について
(有限会社 ●●●● 代表取締役 ●●●●)
- ④ 農地法第5条の規定による許可申請について
(●●●●)
- ⑤ 農地法第5条の規定による許可申請について
(●●生産組合長 ●●●●)

(2) その他の案件

- ① 最適化活動について
- ② 経営所得安定対策の5年水張り問題について
- ③ 視察研修について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大場 繁雄
事務局職員	濱田 美孝
事務局職員	福島 智靖
事務局職員	大村 亮介

開 会 8 時 5 6 分

議長

皆さんおはようございます。
 時間前ですが、皆さんお揃いですので始めます。
 15日から麦の刈り入れが始まるということで、明日以降の雨を心配しています。いよいよ農繁期が始まるということで、ご多忙中と思いますがよろしくお願ひします。
 本日の出席委員は、農業委員8名中8名、推進委員7名中7名の出席です。
 農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。
 よって、ただいまより第23回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長

それでは次第の2、本日の農業相談員は2番高崎洋介委員、3番石井佐千生委員が農業相談の当番ですが、相談の予約は

ありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第5条申請関係5件となっています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 なお、本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の1ページをお開きください。
付議案件①農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が兵庫県に事務所を置きます●●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●●氏、譲渡人が虫生津にお住まいの●●●●●氏 外1名で、申請地が2ページに位置図、3ページに字図をつけておりますように、大字虫生津字風呂ヶ谷1691番 外1筆、地目は田、2筆合計面積が1,311㎡です。なお、隣接の山林394㎡の1筆も一体地として活用を行いますので、転用の事業用地は農地と山林合わせて1,705㎡となります。
農地区域が農業振興地内非農用地、土地の用途区分は無指定の第2種農地となっております。
申請目的は太陽光発電設備の設置です。営農型ではありませんで、通常の太陽光の設置です。
申請に関する確実性等については関係書類で確認をしております。営農の支障については、今回は地元生産組合長さんの条件付き承諾となっており、4ページ及び5ページにその条件部分を付しております。これに関しましては、現地でもたお話ができればと思っております。
6ページが現況図、7ページが太陽光設備の配置図、8ページが断面図、基本的には現状をそのまま活用するということで、盛土、切土等はないということです。9ページが太陽光パネル関係の図面です。10ページが事業計画書、11ページ

ジが被害防除計画書で、雨水が自然流下及び水路側溝への放流、汚水は発生無しです。12ページが関係者説明に関する調査票となっておりますが、隣接農地は無しということですので。

続きまして、議案書の13ページをお開きください。

付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が鬼津にお住まいの●●●●●氏、譲渡人が松の本にお住まいの●●●●●氏で、申請地が14ページの位置図、15ページの字図にありますように、大字別府字中下3467番、地目は田、面積が502㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は準工業地域の第3種農地となっております。

申請目的は隣接地で●●氏が●●●●●、自動車工場をしております、その作業倉庫の増設です。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、地元生産組合長さんの無条件承諾となっております。

16ページが現況図と配置図、16ページ上段が少しわかりにくいですが、航空写真をつけておりました、申請箇所と書いてあるところが今回の転用部分で、16ページ下段にありますように、この申請箇所に図のように倉庫を設置するということです。17ページが土地利用計画図及び盛土の計画図、造成の計画図、18ページが倉庫の図面となっております。19ページが事業計画書、倉庫としては186㎡、残りの部分は駐車場等で活用するということで、20ページが被害防除計画書で、雨水は既存の桑野氏の敷地を經由した水路側溝への放流、汚水は発生無しとなっております。

本案件について、計画自体は第3種農地ということもあり、何の問題もないと思っておりますが、譲り渡し人の●さんが、3条にて取得した農地を売ることになっております。21ページ・22ページに顛末書をつけておりますが、内容については現地調査後に改めてご説明させていただきたいと思っております。23ページが関係者説明に関する調査票となっております。隣接農地は●氏が現在耕作していると

ころになっております。

続きまして、議案書の24ページをお開きください。

付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が北九州市戸畑区に事務所を置きます有限会社●●●●代表取締役●●●●氏、譲渡人が中間市にお住まいの●●●●氏で、申請地が25ページの位置図、26ページの字図にありますように、大字木守字柿木1424番、地目は田、面積が890㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第2種低層住居専用地域の原則転用可能な第3種農地となっております。

申請目的は資材置場です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、地元生産組合長さんの無条件承諾となっております。

27ページが現況図、28ページが土地利用計画図、29ページが断面図で、1m程度の造成を行うということです。30ページが事業計画書、戸畑に事務所を置く会社ですが、土木部門の事業を拡大ということで、申請理由のところに新規開業のためとありますが、新規事業の土木部門を広げていくということです。遠賀方面、福岡方面に手を広げるということで、今回遠賀町での資材置場ということです。31ページが被害防除計画書で、排水は雨水は溜桧を設置し、水路へ放流する計画で、汚水は発生無しです。32ページが関係者説明に関する調査票となっており、この分につきましても隣接農地は無しということです。

続きまして、議案書の33ページをお開きください。

付議案件④農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が岡垣町にお住まいの●●●●氏、譲渡人が遠賀町遠賀川にお住まいの●●●●氏 外2名で、申請地が34ページに位置図、35ページに字図をつけております、大字尾崎字高山1310番、地目は田、面積が1,816㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は無指定の第2種農地となっております。

申請目的は貸駐車場です。●●●氏が経営する隣接の株式会社

●●●の駐車場として、従業員用駐車場として会社に貸し出すとのことです。

35ページの字図を見ていただきまして、申請地の少し右下あたりに株式会社●●●と書いてあるものが何筆かありますが、ここに工場がありまして、この駐車場として貸すということですので。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、地元生産組合長さんの無条件承諾となっております。

36ページ上段が現況図、下段が土地利用計画平面図、約63台分の駐車スペースを確保するという事です。37～38ページが造成計画及び断面図、39ページが雨水排水の計画図で、40ページが事業計画書、41ページが被害防除計画書で、排水は雨水は自然流下及び側溝等への水路放流で、汚水は発生無しです。

42ページが関係者説明に関する調査票となっております、隣接農地はこちらもありません。

続きまして議案書の43ページをお開きください。

付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

借受人が●●生産組合長 ●●●●氏、貸渡人が農事組合法人●●●●●● 代表理事 ●●●●氏で、申請地が44ページの位置図、45ページの字図にありますように、大字鬼津字江頭1257番、地目は田、面積は1筆が5,765㎡ありますが、そのうち2,767㎡を転用するものです。

農地区域が農業振興地域内農用地です。いわゆる農振農用地、青地といわれるところです。青地は本来であれば、転用はできませんが、例外として農業用施設用地、農業に資する用地ということであれば転用可能となっております、今回の申請となっております。申請目的、申請理由は農業用施設用地です。今回●●生産組合にて農業用倉庫を建築し、その他の土地については農業用の資材を置くということです。底地を現在の地権者●●●●●●から借り受けて農業用倉庫を建設、及び資材を置くということで、今回の5条申請となっております。

申請に関する確実性等については関係書類で確認をしております。営農の支障については、地元の無条件承諾となっております。

46ページが現況図、転用部分は46ページを横にして見ていただきまして、上の部分になっております。47ページが土地利用計画図、こちらも図面を横にして見ていただきまして、右上部分に約120㎡程の農業用倉庫、機械置場を作り、その他は記載しておりますように苗箱等の資材置場となっております。48ページが事業計画書、49ページが被害防除計画書で、汚水等は今回はトイレ等作るわけではありませんので発生無しということです。今回農用地を転用するということで、農用地については、農業振興地域整備計画というものがあまして、そこに記載されているわけですが、50ページに番号がずらっと書いてありますが、この上の方江頭と書いてありまして、1257番のところに(用途変更)と書いてあります。こういった形で農業用施設用地に変更しているということです。51ページが関係者説明に関する調査票となっております。

現地調査を伴う案件は以上です。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 1 7 分

— 現地調査後 —

再 開 1 0 時 3 0 分

議長

再開します。

それでは、付議案件①を議題に供します。

まずは地区担当の白石元弘委員からご報告をお願いします。

地元委員
(6番) 特に問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願
いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある
委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第5条の規定による許可申請について、原
案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。

議長 次に付議案件②を議題に供します。
地区担当の報告の前に事務局より経緯の説明をお願いします。

事務局 現地確認前もお話させていただきましたが、議案書の21ペー
ジと22ページをお開きください。21ページの方には●●氏
の顛末書をつけておりまして、22ページには●氏の顛末書
をつけておりますが、今回の農地については、昨年末に●氏が3
条の許可申請を経て取得というところでした。遠賀町農業委員
会としては3年3作という条件を付して、すぐに転用はできま
せんという条件をつけさせてもらっているのですが、今回の分
は何度も申します通り、昨年末に許可をしたばかりで、本来で
あれば3年経っていないので、遠賀町農業委員会としては、認
められないというところではあるのですが、21ページの●●
氏の顛末書、22ページの●氏の顛末書にあります通り、両者
の認識不足があったということです。当初の経緯を申しますと、
●●氏がこの1筆を買うつもりだった、●氏が隣接の3筆を買
うつもりだったということだったようですが、契約の直前にな
って農地4筆を●氏の方に売ると、バラバラには売りにたくない
というような地権者の意向があったようで、それならばと●氏
が4筆買うということで3条の許可申請に至ったということ

です。一方●●氏はこの1筆は自分が買えるものだというところがあったようで、その辺が●氏と情報共有、また農地法の転用はできないという認識が無かったということで、そのまま手続きを進めていたということです。手続きを進めて、この倉庫を補助金を使って建てるということになりまして、その当時はまだ補助の申請の決定がまだ下りてなかったものと思われまます。ここに至って補助の決定が下りて、実際は調査会社に依頼して費用もかなりの額を払っているということで、実際に転用の申請に来られた時点で、できませんよという話になった時に、それであれば困ると、資金もつぎ込んで、補助金の決定も下りて、この倉庫ができないということになったら、今行っている●●自動車の事業そのものが立ち行かなくなるというところがあったので、今回の申請になっております。●氏としても3年3作というところの意識が欠けていたと、●●氏の方も情報共有、農地法の手続き関係の認識を怠ったというところではあります。●●氏の事情を考慮して、まあ何とかというところで申請を受け付けております。●氏の方も残りの3筆、現場を見ていただいたかと思いますが、耕作をする意志はかなりあると、隣接地においても、これまで数年不耕作だったところも頑張っってやっていくというところもありますので、そういった点を考慮していただきまして判断をしていただければと事務局としては考えております。

事務局からは以上です。

議長

ありがとうございました。

続いて地区担当の吉田茂三委員から報告をお願いします。

地元委員
(6番)

当初のいきさつを考えますと、いたしかたないかなと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

委員

事業再構築補助金というのは、農協の方もこういう人が補助金を申請する前に確認しないでいいのでしょうか。農地のまま申請していますよね。

事務局 そのようですね。

委員 人が言ったら、ただ申請するだけだから。調べないといけないのではないですか。

事務局 おそらくそういった手続きの中でも●氏と話して、●さんの方は大丈夫、大丈夫と言っていたふしがあります。そこを深く確認もせずわかったと大丈夫というところで進んだのではなかろうかと、●●さんの話す中でもそういったことは言われていました。

委員 当初からちょっと気になります。親子でしょう。

事務局 隣の会社は●氏の親の会社で、隣接農地は息子の●●●氏がやるというところです。
今回申請が上がっているところは親子関係とは関係ないところです。

議長 ほかにありませんか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。

議長 続きまして、付議案件③を議題に供します。
まずは地区担当の石井佐千生委員からご報告をお願いします。

地元委員 (3番) 先月4月25日に生産組合長と自分に説明がありまして、隣接農地が無いということも生産組合長も確認されました。皆さんに現地を見てもらいましたが、特に問題は無いと思われれます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。

議長 続きまして、付議案件④を議題に供します。
まずは地区担当の松井 悟委員からご報告をお願いします。

地元委員 (4番) 特に問題は無いと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件④農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件④は承認されました。

議長 続きまして、付議案件⑤ですが、この案件については私自身が関係者となるため、進行を高崎副会長にお願いします。

～ ●●●●退出 ～

副会長 地区担当は●●●●●ですので、事務局からご報告をお願いします。
す。

事務局 はい、今回現地を見ていただいて、鬼津の山になっている部分も見ていただいたと思います。その処理が長年の懸案でございまして、あそこの土をどうにかという点がありました。鬼津の●●●●●●●という組織が立ち上がって、そこに機械等集積して行っていくということで、機械、資材等の置場が今不足していると。これは鬼津全体が言えることでして、それならばということで生産組合の方で費用を出して倉庫を建てるということで、鬼津全体の営農を考えたときには問題ないというところで判断をしております。農用地ではありますが、必要最小限というところの転用、残りは営農していくということで問題は無いと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

副会長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

副会長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

副会長 賛成6名で付議案件⑤は承認されました。

～ ●●●●●入室 ～

議長 本日は報告案件はありません。
その他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の案件①最適化活動について説明。活動記録簿の書き方について説明。

その他の案件②経営所得安定対策の5年水張り問題について説明。

その他の案件③視察研修について説明。

議長 それでは皆さんの方から何かありませんか。

【ありません。】の声

議長 ご意見等無いようでございますので、以上をもって第23回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 1 1 時 1 3 分